

岩手県告示第222号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第918号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成31年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市及び紫波郡紫波町
- 2 実施した期間 平成30年10月17日から平成31年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び車載写真レーザ測量による地形測量）